

奈良市公報

第 295 号

平成25年 8月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会規約…………… 1
- 予防接種の実施の一部改正…………… 2
- 公募型プロポーザル方式による受託者の選定…………… 2
- 農業集落排水事業分担金の賦課対象区域…………… 3
- 一般競争入札の実施（4件）…………… 4
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定…………… 6
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止…………… 6
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 6
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 7
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止…………… 7
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定…………… 7
- 障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定…………… 7
- 児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定…………… 7
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 9
- 住居番号の設定…………… 9
- 住民票の職権消除…………… 9
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 9
- 放置自転車等の保管…………… 10
- 開発行為に関する工事の完了…………… 10
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 10
- 放置自転車等の保管…………… 13
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 13
- 開発行為に関する工事の完了…………… 13
- 市有財産の公売…………… 14
- 督促状の公示送達…………… 15
- 道路の区域変更…………… 15
- 道路の供用開始…………… 16
- 住民票の職権消除（3件）…………… 16
- 地縁による団体の認可…………… 17
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定（2件）…………… 17

- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 18
- 放置自転車等の保管…………… 18
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定…………… 18
- 予防接種の実施の一部改正…………… 18

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施…………… 18

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 19
- 奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱の一部を改正する告示…………… 19

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 19

告 示

奈良市告示第442号

本市及び生駒市は、共同して消防通信指令事務を管理し、及び執行するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり規約を定め、平成25年7月1日付で奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会を設置しましたので、告示します。

平成25年 7月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会規約

（協議会の目的）

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

（協議会の名称）

第2条 協議会の名称は、奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会を設ける市）

第3条 協議会は、奈良市及び生駒市（以下「関係市」という。）がこれを設ける。

（協議会の担当事務）

第4条 協議会は、関係市の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を管理し、及び執行する。

（協議会の事務所）

第5条 協議会の事務所は、奈良市八条五丁目404番地の1奈良市消防局内に置く。

(協議会の組織)
第6条 協議会は、会長、副会長及び委員10人以内をもって組織する。
(会長及び副会長)
第7条 会長及び副会長は、関係市の長が協議により定めた関係市の消防長の職にある者をもって充てる。
2 会長及び副会長は、非常勤とする。
(委員)
第8条 委員は、関係市の消防職員のうちから、関係市の消防長が協議により定めた職にある者をもって充てる。
2 委員は、非常勤とする。
(会長の職務代理)
第9条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。
(職員)
第10条 協議会の担任する事務に従事する職員(以下「職員」という。)の定数及び当該定数の関係市間の配分については、関係市の消防長が協議して定めるものとする。
2 関係市の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれの消防職員のうちから選任するものとする。
3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。
(事務処理のための組織)
第11条 会長は、協議会の会議(以下「会議」という。)を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。
(会議)
第12条 会議は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。
(会議の招集)
第13条 会議は、会長がこれを招集する。
2 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長及び委員に通知しなければならない。
(会議の運営)
第14条 会議は、現に在任する委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
2 会長は、会議の議長となる。
3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。
(関係市の長等の名においてする事務の管理及び執行)
第15条 協議会がその担任する事務を関係市の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合には、協議会は、当該事務に関する奈良市の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)を関係市の当該事務に関する条例等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。
2 奈良市は、条例等を制定し、又は改廃しようとする場

合においては、あらかじめ生駒市と協議しなければならない。
3 奈良市長は、条例等が制定され、又は改廃された場合においては、速やかにその旨を生駒市長及び会長に通知しなければならない。
(経費の支弁の方法)
第16条 担当事務の管理及び執行に要する費用は、関係市が負担する。
2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、関係市の長が協議して定めるものとする。
3 生駒市は、前項の規定による負担金を奈良市に納付しなければならない。
(財産の取得、管理及び処分の方法)
第17条 担当事務の用に供する財産に関しては、関係市が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会が行う。
2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する奈良市の条例等を関係市の当該管理に関する条例等とみなして、当該管理を、その定めるところにより行うものとする。この場合においては、第15条第2項及び第3項の規定を準用する。
(その他の財務に関する事項)
第18条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。
(協議会解散の場合の措置)
第19条 協議会が解散した場合における担当事務の承継については、関係市が協議して定める。
(協議会の規程)
第20条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。
附 則
この規約は、平成25年7月1日から施行する。
(平成25年7月1日揭示済)

奈良市告示第443号

平成25年奈良市告示第238号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成25年7月1日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成25年7月1日揭示済)

奈良市告示第444号

公募型プロポーザル方式により、要介護認定業務委託事業者を選定するので、次のとおり告示する。

平成25年7月1日

奈良市長 仲川元庸

1 業務概要

(1) 業務名称 奈良市要介護認定業務委託

(2) 業務内容

- ① 申請受付に関する業務（被保険者からの相談対応を含む）
- ② 認定調査依頼に関する業務
- ③ 主治医意見書作成依頼等に関する業務
- ④ 認定事務の進捗状況・処分延期に関する業務
- ⑤ 一次判定に関する業務
- ⑥ 介護認定審査会に関する事務（認定審査会の運営補助を含む）
- ⑦ 認定申請中の資格喪失等に関する業務
- ⑧ 申請取り下げに関する業務
- ⑨ 申請更新勧奨に関する業務
- ⑩ 審査請求に関する業務
- ⑪ 支払に関する業務
- ⑫ その他、要介護・要支援事務に関する各種業務

(3) 履行期間

平成25年10月1日から平成29年3月31日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(4) 予算概要

平成25年度執行予定額 25,200,000円
契約期間全体の執行予定額 176,400,000円

2 応募資格

次に挙げる条件をすべて満たしている事業者であることとする。

- (1) 平成25年度奈良市物品購入等競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から提出日までのいずれの日においても、本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全であるものでないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に挙げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 人口30万人以上の地方公共団体において、3年以上の要介護認定事務受託の実績があること。
- (7) 居宅支援サービス又は介護保険施設等要介護認定申請を行う側の事業者でないこと。
- (8) 個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
- (9) プライバシーマーク及びISO27001の認証を取得していること。

(10) 本市情報セキュリティポリシーを遵守できること。

3 審査方法

応募資格及び提出書類を確認した後、奈良市要介護認定委託事業者選定に係るプロポーザル審査委員会で提出書類及びプレゼンテーション等により審査する。

4 委託事業者の決定

審査委員会において、総合的に審査を行い、その審査結果により委託事業者を選定する。

5 手続き等に関する事項

(1) 担当課

奈良市保健福祉部介護福祉課
奈良市二条大路南一丁目1番1号
電話番号 0742-34-5422
FAX番号 0742-43-2621

(2) 募集要項等の配布

配布期間

平成25年7月1日（月）から同年7月16日（火）までの日（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

配布場所

奈良市保健福祉部介護福祉課（奈良市ホームページからもダウンロード可）

(3) 書類等の提出

提出期間

平成25年7月8日（月）から同年7月16日（火）までの日（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで

提出場所

奈良市保健福祉部介護福祉課
持参、郵便又は信書便にて提出（郵便又は信書便の場合上記提出期間必着）

6 契約の締結

審査委員会において決定された事業者は、市長との間で、委託契約を締結する。

7 その他

その他の詳細は、募集要項による。

8 問い合わせ先

奈良市保健福祉部介護福祉課 電話0742-34-5422
(平成25年7月1日揭示済)

奈良市告示第445号

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成6年奈良市条例第33号）第5条の規定により分担金の賦課対象区域を定めましたので、次のとおり告示します。

なお、関係図書は、平成25年7月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道総務課に備え置いて縦覧に供します。
平成25年7月1日

奈良市長 仲川 元庸

賦課対象区域

奈良市丹生町の一部

(平成25年7月1日揭示済)

奈良市告示第446号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年7月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

東部第2-2地区管路施設工事（大保）28工区ほか13件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（入札参加者に必要な資格）

- (1) 平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

（平成25年7月1日揭示済）

奈良市告示第447号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施

行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年7月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

奈良町町家改修事業に伴う建築実施設計業務委託 ほか1件（各業務の業務名、業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（入札参加者に必要な資格）

- (1) 平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している測量・建設コンサルタント等業者であること。
- (3) 業務ごとに別表の参加資格に掲げる等級（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該業務に関して必要な資格を有している、次の技術者を配置できること。（管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。）
ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者
イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各業務の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

（平成25年7月1日揭示済）

奈良市告示第448号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用しま

す。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成25年 7月 1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 橋梁耐震工事(奈保町地内・北部第8号線(黒髪橋))
- (2) 工事場所 奈良市奈保町地内
- (3) 工事期間 契約の日から平成26年3月31日までとする。
- (4) 工事概要 橋長 L=59.7m
耐震補強工 一式
P2橋脚 1基
橋台 2基
- (5) 予定価格 64,508千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限モデル型算出価格 51,653千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、鋼構造物工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。)の結果における鋼構造物工事の総合評定値が1,100点以上であり、特定建設業の許可を有していること。
- (2) 次に掲げる基準を満たす鋼構造物工事の監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ア 一級土木施工管理技士、一級建築施工管理技士、一級建築士、鋼構造物工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 - ウ 入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
平成25年7月1日から平成25年8月12日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所
奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、貸出し

又は閲覧とします。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成25年 8月13日 午前9時30分

以下省略

(平成25年 7月 1日 揭示済)

奈良市告示第449号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成25年 7月 1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 月ヶ瀬温泉設備改修その他工事
- (2) 工事場所 奈良市月ヶ瀬尾山2681番地
- (3) 工事期間 契約の日から平成26年1月31日までとする。
- (4) 工事概要 建築主体工事一式 電気設備工事一式
機械設備工事一式
- (5) 予定価格 257,120千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限モデル型算出価格 224,792千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、管工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。)の結果における管工事の総合評定値が1,200点以上であり、特定建設業の許可を有していること。
- (2) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ア 一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 - ウ 入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時
平成25年7月1日から平成25年7月29日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所
奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時
奈良市役所 入札室
平成25年7月30日 午前9時30分

以下省略
(平成25年7月1日揭示済)

奈良市告示第450号
介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。
平成25年7月1日
奈良市長 仲川 元庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105967	奈良市神殿町西谷691-3	おうとくケアセンター	奈良市東九条町752番地	医療法人 応篤会	平成25年7月1日
2970105975	奈良市南京終町一丁目89番地4	デイサービスセンターかすが	東大阪市横小路町四丁目6番18号	株式会社 寿寿	平成25年7月1日
2970105983	奈良市神殿町164番地の1 神殿マンション3号棟102号室	ケアサービス寿寿奈良	東大阪市横小路町四丁目6番18号	株式会社 寿寿	平成25年7月1日
2960190078	奈良市六条二丁目3番12号	ハッピーリハビリ&ナースステーション	奈良市六条二丁目7番7号	有限会社 京西ハッピーサービス	平成25年7月1日
2970105991	奈良市法蓮町334番地1	みんなの介護用品専門店	大和郡山市小泉町東二丁目7番地3	株式会社 介護のおくむらさん	平成25年7月1日
2960190086	奈良市右京一丁目4番地	訪問看護ステーション 優	奈良市右京一丁目4番地	医療法人 ひまわりクリニック	平成25年7月1日

(平成25年7月1日揭示済)

奈良市告示第451号
介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業【訪問介護・介護予防訪問介護】

者及び指定介護予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。
平成25年7月1日
奈良市長 仲川 元庸

事業所番号	事業所		事業者		廃 止 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970104986	奈良市神殿町164番地の1	ケアサービス朱雀奈良	奈良市神殿町164番地の1	株式会社 朱雀	平成25年6月30日

【通所介護・介護予防通所介護】

事業所番号	事業所		事業者		廃 止 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105496	奈良市六条二丁目9番地39号	ハッピーデイガーデン	奈良市六条二丁目7番7号	有限会社 京西ハッピーサービス	平成25年7月1日

(平成25年7月1日揭示済)

奈良市告示第452号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年7月1日
奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃 止 年月日
医療法人敬愛会 はもり皮フ科	奈良県奈良市三碓三丁目11-1	平成25年4月30日

(平成25年 7月1日 掲示済)

奈良市告示第453号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年 7月1日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
---------	----------	------------

1 廃止年月日 平成25年 6月30日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101357	株式会社朱雀	630-8441	奈良県奈良市神 殿町164-1 神殿マンション 3号棟102号	ケアサービス 朱雀奈良	630-8441	奈良県奈良市神 殿町164-1 神殿マンション 3号棟102号	居宅介護 重度訪問介護

(平成25年 7月1日 掲示済)

奈良市告示第454号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する

1 指定年月日 平成25年 7月1日

奈良市告示第454号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。

平成25年 7月1日

奈良市長 仲川 元庸

指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成25年 7月1日

奈良市長 仲川 元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102058	株式会社寿寿	579-8063	大阪府東大阪市 横小路町四丁目 6番18号	ケアサービス 寿寿奈良	630-8441	奈良県奈良市神 殿町164-1 神 殿マンション3 号棟102号室	居宅介護 重度訪問介護
2910100599	有限会社天与	631-0076	奈良県奈良市富 雄北二丁目8- 15 ガーデンハ イツ高川301	ヘルパーステ ーションチー ム	631-0076	奈良県奈良市富 雄北二丁目8- 15 ガーデンハ イツ高川301	同行援護

(平成25年 7月1日 掲示済)

奈良市告示第455号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号

1 指定年月日 平成25年 7月1日

に規定する指定特定相談支援事業者を指定しましたので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示します。

平成25年 7月1日

奈良市長 仲川 元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100496	NPO法人ラ イフケア学園 前	631-0052	奈良県奈良市中 町5076-11	NPO法人ラ イフケア学園 前	631-0052	奈良県奈良市中 町5076-11	計画相談支援

(平成25年 7月1日 掲示済)

奈良市告示第457号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項

第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しましたので、同法第24条の37第1項第1号の規定に基づき告示します。

平成25年7月1日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 平成25年7月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970100562	NPO法人ライフケア学園前	631-0052	奈良県奈良市中町5076-11	NPO法人ライフケア学園前	631-0052	奈良県奈良市中町5076-11	障害児相談支援

(平成25年7月1日揭示済)

奈良市告示第458号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成25年7月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起点	終点
富雄元町第1幹線-10	奈良市富雄元町一丁目561-182	奈良市富雄元町一丁目561-50
富雄元町第1幹線-11	奈良市富雄元町一丁目561-182	奈良市富雄元町一丁目561-50
帝塚山幹線-40	奈良市三碓六丁目1101-3	奈良市三碓六丁目1101-1
押熊第1幹線-83	奈良市東登美ヶ丘六丁目1614-35	奈良市東登美ヶ丘六丁目1876-1
油阪幹線-33	奈良市雑司町406-1	奈良市雑司町424
油阪幹線-34	奈良市雑司町406-1	奈良市雑司町304
油阪幹線-35	奈良市雑司町304	奈良市雑司町299-2
横井幹線-154	奈良市鹿野園町409-2	奈良市鹿野園町415-3
藤原幹線-66	奈良市山町386	奈良市山町426-8
藤原幹線-67	奈良市山町386	奈良市山町387-2
藤原幹線-68	奈良市山町386	奈良市山町353-3

平成25年7月1日

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川元庸

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成25年7月16日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市富雄元町一丁目、三碓六丁目、東登美ヶ丘六丁目、雑司町、鹿野園町及び山町の各一部

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成25年7月1日揭示済)

奈良市告示第459号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年7月1日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成25年1月21日 奈良市指令都整開 第12A-45号

- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年7月1日 第1362号
公共施設 平成25年7月1日 第627号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市七条一丁目384番1、384番2、384番3、384番4、384番5、384番6、384番7及び402番6
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良県天理市岩室町53番地1
有限会社石橋建築総合設計事務所
代表取締役 石橋 豊
- 公共施設の種類、位置及び区域
 - 道路
奈良市七条一丁目384番4及び402番6
 - 下水道
奈良市七条一丁目384番4の一部及び402番6の一部
(平成25年7月1日揭示済)

奈良市告示第460号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年 7月 1日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年 7月 1日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）	
- 8 連絡先
奈良市市民生活部 防犯・交通安全課
電話0742-34-1111代表

（平成25年 7月 1日揭示済）

奈良市告示第461号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成25年 7月 3日

奈良市長 仲川 元庸

次のとおり省略

（平成25年 7月 3日揭示済）

奈良市告示第462号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成25年 7月 3日

奈良市長 仲川 元庸

以下省略

（平成25年 7月 3日揭示済）

奈良市告示第463号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年 7月 4日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ケアサービス寿寿奈良	奈良県奈良市神殿町164番地の1 神殿マンション3号棟102号室	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成25年 7月 1日 平成25年 7月 1日
株式会社 寿寿	大阪府東大阪市横小路町四丁目6番18号		
デイサービスセンターかすが	奈良県奈良市南京終町一丁目89番4	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成25年 7月 1日 平成25年 7月 1日

株式会社 寿寿	大阪府東大阪市横小路町四丁目6番18号		
福祉相談サービスセンター 青い鳥	奈良県奈良市東九条町640番地1	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成25年4月1日
特定非営利活動法人アムニティー・ライフサポート・アシスト	奈良県奈良市西木辻町91番地4号		
夜間対応型訪問介護 青い鳥	奈良県奈良市東九条町640番地1	地域密着型 夜間対応型訪問介護	平成25年4月1日
特定非営利活動法人アムニティー・ライフサポート・アシスト	奈良県奈良市西木辻町91番地4号		
福祉相談サービスセンター 青い鳥	奈良県奈良市東九条町640番地1	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成25年6月1日 平成25年6月1日
特定非営利活動法人アムニティー・ライフサポート・アシスト	奈良県奈良市西木辻町91番地4号		

(平成25年7月4日揭示済)

奈良市告示第464号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年7月4日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成25年7月4日
- 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年7月4日揭示済)

奈良市告示第465号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年7月5日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成25年4月23日 奈良市指令都整開 第13A-2号
平成25年6月14日 奈良市指令都整開 第13A-2-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年7月5日 第1363号

- 開発区域に含まれる地域
奈良市佐紀町2307番

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市庵治町470-25
渡部健男
渡部 哲

(平成25年7月5日揭示済)

奈良市告示第466号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年7月5日

奈良市長 仲川元庸

- 入札に付する事項

項目	概要
業務名称	奈良市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査等支援業務
業務内容	ニーズ調査の実施及び集計分析並びに需要量の分析等
委託期間	契約締結の日から平成26年3月31日まで
契約形式	委託契約

- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
以下に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 平成25年度において奈良市物品購入等指名競争入札参加資格者であること。
- 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく指名停止期

間中でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体でないこと。
- (7) 近畿2府4県内に事業所（支店・営業所等を含む）を有し、別添の仕様書に定める業務について十分な業務遂行能力を有するとともに、適正な実施体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- (8) JIS Q 27001（ISO/IEC 27001）の要求事項に適合したISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価制度の認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマーク付与認定を受けている者であること。
- (9) 過去2年以内に本市又は他の官公庁（特殊法人、独立行政法人を含む。）の発注において、福祉分野における同等以上の規模のニーズ調査又はアンケート調査業務を2回以上にわたって受注した実績（平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間に完了した業務）を有すること。
- (10) 仕様書に定める業務を円滑に実施するため、入札参加申請や業務実績に係る書類のほか、作業実施に係る計画書についても提出すること。

3 実施要領等を示す日時及び場所

- (1) 日時
平成25年7月8日（月）から平成25年7月19日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所
〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟1階
奈良市子ども未来部子ども政策課

4 入札参加申請

参加しようとする者は、次に示すところにより入札参加申請をするものとする。

- (1) 提出期間
平成25年7月8日（月）から平成25年7月19日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- (2) 提出場所
奈良市子ども未来部子ども政策課
- (3) 提出書類
下記の書類を提出すること。
ア 一般競争入札参加申請書
イ 業務実績調書
ウ 入札告示日においてISMS又はプライバシーマークを取得していることを確認できる書類
エ 作業実施計画書
- (4) 提出方法
提出場所へ持参すること。郵送等、電子メール及びファクシミリでの提出は認めない。
- 5 入札参加資格の確認審査結果通知
入札参加申請を行った者のうち、入札参加を承認する者には入札参加承認書により、承認しないとした者にはその理由を示した入札参加不承認書により、平成25年7月24日（水）までに通知する。
- 6 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 入札の日時
平成25年7月29日（月） 午後2時から
 - (2) 開札の日時
入札締め切り後、直ちに開札
 - (3) 入札及び開札の場所
奈良市役所 入札室

以下省略

（平成25年7月5日揭示済）

奈良市告示第467号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年7月5日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 事業名称
コンピュータ教室等に設置する教育用パソコン等機器の賃貸借及び保守
- (2) 調達する機器
・ファイルサーバ 一式
・省スペース型デスクトップパーソナルコンピュータ 一式
・ノート型パーソナルコンピュータ 一式
・レーザープリンタ 一式
・その他関連機器
- (3) 展開スケジュールの調整
展開スケジュールの作成・調整
- (4) 機器の設計作業
マスタデータの作成、動作確認用端末の作成、各種設定等
- (5) 機器の設置作業

<p>機器等の設置作業(配線・ネットワーク接続・プリンタ接続作業含む)、機器設置後の動作確認</p> <p>(6) 附帯作業 LAN配線作業</p> <p>(7) 運用研修 運用者向け研修、利用者向け研修</p> <p>(8) 保守・サポート 機器等のオンサイト保守</p> <p>(9) 納入条件 成果物作成等</p> <p>(10) 保険</p> <p>(11) その他</p> <p>2 本競争入札に関する事項</p> <p>(1) 機器の納品に関する条件等 別紙1「コンピュータ教室等に設置する教育用パソコン等機器の賃貸借及び保守機器等仕様書」のとおり</p> <p>(2) 機器の規格・性能等 別紙2「端末等機器明細書」のとおり</p> <p>(3) 契約形態 賃貸借契約</p> <p>(4) 賃貸借契約期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで (地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)</p> <p>(5) 契約条項 別添「コンピュータ教室等に設置する教育用パソコン等機器の賃貸借及び保守契約書(案)」のとおり</p> <p>(6) 設置作業完了期限 平成25年8月31日</p> <p>(7) 設置場所及び端末台数 別紙3「設置場所一覧」のとおり</p> <p>(8) 付帯事項 (ア) 機器賃貸借期間中の必要な保険については、納入業者が付保手続を行い、保険料は納入業者の負担とする。なお、保険証書の写しを提出すること(保険に加入していることがわかるもの)。 (イ) この契約が解除された場合には、学校と協議の上、事業者の負担により速やかに物品を撤去することとする。</p> <p>3 入札参加資格 平成25年度において奈良市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、公示日において、入札参加希望種目(第1希望)の業種が「(B)文具・事務機器」の「(3)OA機器」、「(Q)賃貸・リース」の「(1)電算機器関係リース」又は「(S)電算」の「(1)ソフト・システム開発・インターネット等」として登録されている者で、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。</p> <p>(3) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p>	<p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。</p> <p>(6) 過去2年間に、国・地方公共団体等に対して、本業務と同等又は類似の内容の契約を取り交わし、それらを全て誠実に履行した契約の実績があること。</p> <p>4 入札保証金に関する事項 入札保証金は免除する。</p> <p>5 入札に関する事項</p> <p>(1) 入札の方法は持参入札とする。「(様式第5号)入札書」に金額を記載し、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に事業者名を記入すること。</p> <p>(2) 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず「(様式第6号)委任状」を提出すること。提出のない場合は、入札できないものとする。</p> <p>(3) 入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることができない。</p> <p>(4) 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行をとりやめる。また、入札執行後においても、落札決定を保留し、入札を取り消す場合がある。</p> <p>(5) 入札の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。</p> <p>(6) 入札者中、入札書比較価格以内であって、最低の価格の入札者をもって落札者とする。落札者となるべき同一の価格の入札者が2名以上あるときは、直ちに「くじ」で決定する。また、予定価格に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札を行う。</p> <p>(7) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。契約希望金額は、月額の賃貸借料とし、事業に係るすべての費用を含むものとする。</p> <p>(8) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。</p> <p>6 入札参加申請書等の配布</p> <p>(1) 日時 平成25年7月5日(金)から同年7月17日(水)ま</p>
---	--

で

(2) 掲載ホームページ

http://www.city.nara.lg.jp/ <奈良市 教育総務課 ホームページ内>

7 入札参加申請

(1) 提出書類

(ア) (様式第1号) 入札参加資格審査申請書

※「入札参加承認(不承認)書」郵送用の返信用封筒(切手付き)を添付すること。

(イ) (様式第2号) 保守体制整備証明書

(ウ) (様式第3号) 納入実績証明書(ファイルサーバ、ADサーバ等の調達を含む実績とする。)

※契約書(仕様書を含む)の写しを添付すること。

(エ) 保守連絡体制表(様式自由)

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期間

平成25年7月5日(金)から同年7月17日(水)まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(4) 提出方法

事前に連絡の上、提出場所へ直接持参すること。

(5) 提出場所

奈良市立一条高等学校

住所: 奈良市法華寺町1351

電話番号: 0742-33-7075(直通)

8 入札参加承認

入札参加申請を行った者のうち、入札参加を承認する者には入札参加承認書により、承認しないとした者にはその理由を示した入札参加不承認書により平成25年7月18日(木)までに通知する。通知は「(様式第1号)入札参加資格審査申請書」に記載されたメールアドレスに送信し、原本(公印を押印したもの)については後日郵送する。

9 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時 平成25年7月25日(木)午後1時30分から

(2) 開札の日時 入札締切り後、直ちに開札

(3) 入札及び開札の場所 奈良市役所1階入札室

以下省略

(平成25年7月5日揭示済)

奈良市告示第468号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年7月8日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年7月8日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成25年7月8日揭示済)

奈良市告示第469号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により横井東町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年7月8日

奈良市長 仲川元庸

変更があった事項及びその内容

1 回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	猪岡 正一 奈良市横井三丁目123番地	富田 安博 奈良市横井三丁目163番地

変更の年月日 平成19年1月1日

2 回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	富田 安博 奈良市横井三丁目163番地	猪岡 照至 奈良市横井三丁目205番地

変更の年月日 平成21年1月1日

3 回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	猪岡 照至 奈良市横井三丁目205番地	猪岡 章全 奈良市横井三丁目179番地の1

変更の年月日 平成23年1月1日

4 回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	猪岡 章全 奈良市横井三丁目179番地の1	荻田 裕彦 奈良市横井三丁目122番地

変更の年月日 平成25年1月1日

(平成25年7月8日揭示済)

奈良市告示第470号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年7月8日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成25年6月14日 奈良市指令都整開 第13A-14号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年7月8日 第1364号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市大森町125番1、126番1の一部、129番1及び130番2の一部
(仮換地27街区 1、2、3及び4画地)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市大安寺七丁目19番13号
奥田 真弓
(土地 11件)

(平成25年7月8日揭示済)

奈良市告示第471号

市有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年7月9日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する市有財産物件
以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム(Yahoo!オークション 官公庁オークション)による。

物件番号	名称	所在	地番	地目	地籍 (㎡)	予定価格	入札保証金
1号物件	秋篠町宅地	秋篠町	1180-65	宅地	258.86	1,390万円	139万円
2号物件	青山六丁目宅地	青山六丁目	3-12	宅地	253.18	1,650万円	165万円
3号物件	青山六丁目宅地	青山六丁目	3-18	宅地	259.64	1,810万円	181万円
4号物件	青山六丁目宅地	青山六丁目	3-19	宅地	263.12	1,800万円	180万円
5号物件	青山六丁目宅地	青山六丁目	3-21	宅地	283.24	1,800万円	180万円
6号物件	富雄川西二丁目宅地	富雄川西二丁目	1122	宅地	235.92	2,230万円	223万円
7号物件	富雄川西二丁目宅地	富雄川西二丁目	1123	宅地	179.77	1,720万円	172万円
8号物件	富雄川西二丁目宅地	富雄川西二丁目	1127	宅地	180.88	1,730万円	173万円
9号物件	富雄川西二丁目宅地	富雄川西二丁目	1142	宅地	202.51	2,010万円	201万円
10号物件	西九条町二丁目宅地	西九条町二丁目	2-10	宅地	210.58	1,010万円	101万円
11号物件	東之阪町宅地	東之阪町	416-24	宅地	306.27	610万円	61万円

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2 入札の方式

ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム(以下「ヤフー・オークション」という。)を利用した一般競争入札を行う。(http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/) なお、入札参加手続等についてはヤフー・オークションの奈良市公有財産売却ページ(以下「ヤフー・オークション奈良市ページ」という。)において公開する。(http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_nar_nara_city)

3 入札に必要な各種様式及び売却物件に関する資料の配布

入札に必要な各種様式は、奈良市ホームページ(平成25年7月19日掲載)から入手できる。(http://www.city.nara.lg.jp/www/genre/0000000000000/1165286042920/index.html)

また、売却物件の概要、写真等は、ヤフー・オークション奈良市ページにおいて公開する。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 奈良市が定める奈良市インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「市ガイドライン」という。)及びヤフー株式会社が定めるヤフー・オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができること。
- (3) 市有財産の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していること。
- (4) 暴力的行為を行う組織に属していないこと。
- (5) 日本語を完全に理解できること。
- (6) あらかじめ入札参加申込の手続を完了していること。

5 入札参加申込及び入札保証金の納付

以下の(1)及び(2)の手続を完了しない者は、入札に参加できない。

(1) 仮申込

あらかじめ取得しているYahoo! JAPAN IDを使用してヤフー・オークション上で平成25年7月19日(金)午後1時から平成25年8月7日(水)午後2時までに手続をすること。

(2) 本申込

① 方法 仮申込手続を完了した後、所定の申込書により管財課に一般競争入札への参加を申し込むこと。

② 期間 平成25年7月19日(金)から平成25年8月7日(水)まで(普通郵便で平成25年8月7日(水)の消印有効とする。)

(3) 入札保証金の納付

① 入札に参加する者は、物件ごとに定められた入札保証金を納付する。入札保証金は、予定価格(最低売却価格)の100分の10以上の金額とする。

② 入札保証金は、奈良市が指定した納付方法により納付しなければならない。なお、入札保証金納入に要する経費(振込手数料等)は、入札に参加しようとする者の負担とする。

③ 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後全額返還する。

6 入札期間及び方法

(1) 入札期間 平成25年8月21日(水)午後1時から平成25年8月28日(水)午後1時まで

(2) 入札方法

① 上記5の(1)から(3)までのすべての手続を完了した者は、Yahoo! JAPAN IDで入札(入札金額をヤフー・オークション上に入力)すること。

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
平成24年度市・県民税	第4期分	平成25年2月20日	平成25年1月31日
平成24年度市・県民税	第4期分 過年度分	平成25年2月20日	平成25年1月31日
平成24年度市・県民税	第4期分 納期変更分	平成25年3月19日	平成25年2月28日
平成24年度固定資産税・都市計画税	第4期分	平成25年3月19日	平成25年2月28日
平成24年度固定資産税・都市計画税	第4期分 過年度分	平成25年3月19日	平成25年2月28日
平成24年度軽自動車税	全期分 納期変更分	平成25年2月20日	平成25年1月31日

2 この公示送達により変更した後の納期限

平成25年7月26日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(平成25年7月9日揭示済)

② 入札(入札金額の入力)は1回のみとし、入札する者の都合による取消しや変更はできない。

③ 郵便等による入札書の提出は認めない。

7 開札及び落札者の決定

(1) 平成25年8月28日(水)午後1時以後にヤフー・オークション上で開札を行う。

(2) 物件ごとに予定価格(最低売却価格)以上で、かつ、最高価格である入札金額を売却決定金額とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。

(3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。

(4) 物件ごとに落札者のYahoo! JAPAN ID及び売却決定金額をヤフー・オークション上に公開する。

以下省略

(平成25年7月9日揭示済)

奈良市告示第472号

平成24年度市・県民税第4期分、第4期分(過年度分)及び第4期分(納期変更分)並びに平成24年度固定資産税・都市計画税第4期分及び第4期分(過年度分)並びに平成24年度軽自動車税全期分(納期変更分)の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成25年7月9日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第473号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成25年7月10日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	登美ヶ丘中町線	鶴舞東町3172番10地先から	前	16.00~16.00	312.0	
		鶴舞西町3142番18地先まで	後	18.00~18.00	312.0	

2	中部第844号線	宝来町1116番1地先から	前	1.65~2.60	35.0	
		宝来町1111番地先まで	後	4.90~4.90	35.0	
3	北部第363号線	高畑町1113番5地先から	前	12.50~13.10	37.5	
		池之町1番地先まで	後	9.50~11.00	37.5	
4	北部第364号線	池之町3番地先から	前	6.30~6.30	37.0	
		池之町17番5地先まで	後	4.20~4.20	37.0	

(平成25年7月10日揭示済)

奈良市告示第474号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、平成25年7月11日から次のように道路の供用を開

始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成25年7月10日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
1	登美ヶ丘中町線	鶴舞東町3172番10地先から	18.00~18.00	296.0	
		鶴舞西町3142番18地先まで			
2	中部第844号線	宝来町1116番1地先から	4.90~4.90	35.0	
		宝来町1111番地先まで			
3	北部第363号線	高畑町1113番5地先から	9.50~11.00	37.5	
		池之町1番地先まで			
4	北部第364号線	池之町3番地先から	4.20~4.20	37.0	
		池之町17番5地先まで			

(平成25年7月10日揭示済)

奈良市告示第475号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成25年7月11日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成25年7月11日揭示済)

奈良市告示第476号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成25年7月11日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成25年7月11日揭示済)

奈良市告示第477号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政

令第292号) 第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成25年 7月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

以下省略

(平成25年 7月11日揭示済)

奈良市告示第478号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年 7月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 名称

別所町自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1) 会員相互の親睦を図る

- (2) 回覧版の回付等区域内の住民相互の連絡
- (3) 防犯対策の樹立、防犯協議会並びに警察の行う防犯活動への協力
- (4) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (5) 集会施設及び所有不動産の維持管理

3 区域

奈良市別所町240番地から639番地までの地域

4 事務所

奈良市別所町397番地

5 代表者の氏名及び住所

谷 辰夫
奈良市別所町497番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代行者の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

- (1) 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。
- (2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成25年 7月11日

(平成25年 7月11日揭示済)

奈良市告示第479号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年 7月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
おうとくケアセンター	奈良県奈良市神殿町西谷691-3	居宅 通所介護 居宅 短期入所生活介護	平成25年 7月 1日 平成25年 7月 1日
医療法人 応篤会	奈良県奈良市東九条町752番地	介護予防 短期入所生活介護 介護予防 通所介護	平成25年 7月 1日 平成25年 7月 1日
ケアプランセンターおうとく	奈良県奈良市東九条町752番地	居宅介護支援事業(介護計画作成)	平成25年 5月 1日
医療法人 応篤会	奈良県奈良市東九条町752番地		

(平成25年 7月11日揭示済)

奈良市告示第480号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年 7月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成25年7月1日 平成25年7月1日
ハッピーリハビリ&ナースステーション	奈良県奈良市六条二丁目3番12号		
有限会社 京西ハッピーサービス	奈良県奈良市六条二丁目7-7		

(平成25年7月11日揭示済)

奈良市告示第481号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年7月11日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ハッピーリハビリ&ナースステーション	奈良県奈良市六条二丁目3番12号	平成25年7月1日

(平成25年7月11日揭示済)

奈良市告示第482号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
中村 聖香	せいかクリニック	奈良市藤ノ木台三丁目2番12号	神経内科 (肢体不自由)	平成25年5月24日
中村 知寿	せいかクリニック	奈良市藤ノ木台三丁目2番12号	整形外科 (肢体不自由)	平成25年5月24日
西村 彰代	済生会奈良病院	奈良市八条四丁目643番地	リハビリテーション科 (肢体不自由)	平成25年5月24日

(平成25年7月12日揭示済)

奈良市告示第484号

平成25年奈良市告示第238号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成25年7月15日

奈良市長 仲川 元庸

次のよう省略

(平成25年7月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第25号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法

平成25年7月11日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年7月11日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成25年7月11日揭示済)

奈良市告示第483号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成25年7月12日

奈良市長 仲川 元庸

行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年7月1日

奈良市水道事業管理者
池田 修

- 1 入札に付する事項
配水支管改良、奈良市五条西一丁目～六条西一丁目地内ほか4件（工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(1) 平成25年度において水道局が発注する建設工事の請

- 負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市水道局入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事の入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができません。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

水道局業務部経理課(設計図書等は、奈良市水道局電子入札システムからダウンロードできます。)

4 開札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成25年7月1日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第11号

平成25年7月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成25年7月4日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

1 日時

平成25年7月9日(火)

午後1時30分から

2 場所

奈良市役所 北棟3階 教育委員会室

3 会議に附すべき事件

教育長報告

- (1) 平成25年度奈良市特別支援教育連携協議会委員の委嘱又は任命について

議事

議案第21号 奈良市立学校設置条例の一部改正について
議案第22号 奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱の一部改正について

議案第23号 奈良市教育ビジョン懇話会委員の委嘱又は任命について

議案第24号 奈良市の地域教育を考える委員会委員の委嘱について

議案第25号 平成25年度奈良市就学指導委員会委員の辞任に伴う委嘱について

その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 6月~7月

(2) 奈良市幼保再編実施計画の策定について
傍聴受付は、開催日の午後0時30分から午後1時20分までです。定員は5名で定員になり次第締切させていただきます。

(平成25年7月4日揭示済)

奈良市教育委員会告示第12号

奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年7月12日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱(平成21年奈良市教育委員会告示第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「国の教育の新たな方向性を踏まえ、本市がこれまで取り組んできた教育改革の流れをもとに策定した、本市教育の基本計画である「奈良市教育ビジョン」の実現に向けて、施策の進捗やその評価について、広い視野から意見をいただき、施策の円滑な実施を図るため」を「本市における教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市における児童・生徒の心身ともに健全な育成と人格の完成を目指す「奈良市教育ビジョン」の策定に参画するとともに、その実効性を検証する評価について教育に関する専門的立場から意見を提出するため」に改める。

第2条第1号中「各施策の進捗と」を「策定及び」に改める。

附則

この告示は、平成25年7月12日から施行する。

(平成25年7月12日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第10号

奈良市農業委員会平成25年7月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭

和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成25年7月5日

奈良市農業委員会
農地部会長 岡田善至

1 日時

平成25年7月12日(金) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第32条第1号に該当する転用の届出について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 奈良農業振興地域整備計画[農業・農村整備計画]及び都祁農業振興地域整備計画の変更協議に伴う意見について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(6月専決処理分)
- (6) 許可・受理の取消しについて
- (7) 知事許可について(6月許可分)

(平成25年7月5日揭示済)